

案件説明書

行政経営部 人事課

提出議会：令和2年第2回臨時会

1 案件名

議案第57号 佐野市職員の特殊勤務手当に関する条例の改正について

2 概要

- ・職員が新型コロナウイルス感染症に対応するための作業に従事したときの手当額を定める。
- ・その額は、現在定められている感染症等防疫作業手当額にかかわらず、作業に従事した日1日につき4,000円以内で市規則で定める額とする。
- ・この手当についての規定は、特例事項であるため、附則に規定する。

3 理由、趣旨、目的等

人事院規則9-129の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症に係る作業について特例の感染症等防疫作業手当を支給するため、関係する条例を改正する。

4 その他の事項

この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は令和2年4月1日から適用する。